

●● 暮らしの安心・安全ネット・いろいろ情報便 ●●

京都府消費生活安全センター (2月2日第769号)

- ① 硬い豆やナッツ類をはじめとする食品での窒息や誤嚥に注意! ~消費者庁からのお知らせ~
- ② 通信販売はクーリング・オフできません ~国民生活センターからのお知らせ~
- ③ SNS上の投資グループで勧誘される詐欺的なFX取引トラブル -その仲間、信じて大丈夫?-
~国民生活センターからのお知らせ~
- ④ 令和6年能登半島地震に関する注意喚起 震災に便乗した悪質事犯にご注意
~京都府警特殊詐欺対策室からのお知らせ~

① 硬い豆やナッツ類をはじめとする食品での窒息や誤嚥に注意!

~消費者庁からのお知らせ~

もうすぐ節分ですが、豆まきには注意が必要です。硬い豆やナッツ類には、子どもがのどや気管に詰まらせて窒息したり、噛み砕いた小さなかけらが気道に入って肺炎や気管支炎を起こしたりするリスクがあります。奥歯が生えそろわず、かみ砕く力や飲み込む力が十分ではない子どもに食べさせると大変危険です。

<事例1>

「炒り豆を口いっぱい頬張っていたときに椅子から転落して顔をぶつけ、痛みで泣いた際に咳き込んだ。咳き込みが続いたため病院を受診したところ、CT検査で気管支に5mmの異物が確認された。手術にて異物(豆)を除去し、6日間の入院となった。」(1歳)

<事例2>

「納豆巻きを切って食べさせて急に咳き込んだ。吐き出そうとして何も出てこなかったが、病院に着くまでかなり咳き込んでおり、経過観察のため通院が必要となった。」(3歳)

<ひとこと助言>

硬い豆やナッツ類をはじめとする食品での窒息や誤嚥を防ぐため、以下の点に気をつけましょう。

- 食べているときは、姿勢をよくし、食べることに集中させましょう。また、泣いている時に食べ物をあげるのもやめましょう。
- 小さく切りわけても子どもが口に詰め込むこともあるため、少しずつよく噛んで食べるよう伝え、様子を見守りましょう。
- 硬くてかみ砕く必要のある豆やナッツ類は、5歳以下の子どもには食べさせないでください。
- 節分の豆まきは個包装されたものを使用するなど工夫して行い、5歳以下の子どもが拾って口に入れないように、後片付けを徹底しましょう。

<詳細> 消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20240122/



② 通信販売はクーリング・オフできません ～国民生活センターからのお知らせ～

<事例>

インターネット通販で靴を購入した。大きめのサイズを注文したが履いてみると窮屈だった。返品したいとメールしたところ「返品できない。利用規約にも書いてある」との返事だった。確かに利用規約には返品不可の記載があったので「それならクーリング・オフしたい」と伝えたが「通信販売にはクーリング・オフの適用はない」と回答が来た。(60歳代)

<ひとこと助言>

- ▶ インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品の可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。
- ▶ 特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。返品が可能な場合でも、返品期限が設けられている場合があります。商品を受け取ったらすぐに中身を確認することが大切です。
- ▶ 通信販売で購入する際は、事前に返品ができるかどうかや返品が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。
- ▶ 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

<詳細> 国民生活センター https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen471.html

<第471号リーフレット版> <https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen471.pdf>



② SNS上の投資グループで勧誘される詐欺的なFX取引トラブル

—その仲間、信じて大丈夫？

～国民生活センターからのお知らせ～

<事例>

●退職金の運用を学ぶためにSNS上の投資グループに参加し、FX取引をしたが出金できない

老後に備えて退職金を運用する勉強をするため、SNSの広告で見た投資セミナーのLINEグループに登録した。そこで、実際に資産運用に成功したという事例を聞き、投資セミナーの運営事業者に勧められてFX取引を始めた。FX取引アプリが無料で提供され、取引を進めると利益が出たので徐々に投資額を増やし、計500万円を毎回異なる個人名口座に振り込んでいた。その後、500万円の出金を求めたところ、「出金には税金として160万円が必要」と言われ振り込んだ。しかし、「間違った口座に入金された」と言われ、再度別の口座に160万円を請求され、指示通りに振り込んだ。しかし500万円は出金されなかった。騙されたと思うが、どうしたらいいか。(2023年9月受付 60歳代 男性)

<アドバイス>

- SNS上の投資グループに注意してください。
- 振込先に個人名義の口座を指定された場合、絶対に振り込まないでください。
- 無登録業者との取引は行わないでください。
- FX取引の仕組みがよく分からなければ契約しないでください。
- 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。

* 消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

<詳細> 国民生活センター https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240124_1.html

<啓発資料> https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20240124_1_lf.pdf

<報告書本文> https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20240124_1.pdf



③ 令和6年能登半島地震に関する注意喚起 震災に便乗した悪質事犯にご注意

～京都府警察本部特殊詐欺対策室からのお知らせ～

地震に便乗した不審な電話、SNSや訪問に注意！ 寄付先が不透明な募金は詐欺の可能性あり！

●特に発生が懸念される震災便乗の悪質事犯

<被災者に対する事犯>

- 被災者宅を訪問し、災害時に必要となる物品の販売や家屋の修繕等をうそを交えたり、不安をあおったりして 契約させる行為
- 医薬品が足りないことに乗じた 無承認医薬品の販売・広告、健康を損なうおそれがある食品の販売

<被災に関連した事犯>

- 公的機関や災害支援団体等をかたり、義援金の募集を名目に現金や電子マネー等をだまし取る詐欺
- 被災者の身内や友人を装い、困窮を理由に送金を求める詐欺

●これら以外の事犯についても、「怪しい」と思ったら遠慮なくご相談を！

- ・ 京都府警察本部又はお近くの警察署
- ・ 警察相談専用電話 # 9110

<詳細> 京都府警 京（みやこ）すぐメール <https://plus.sugumail.com/usr/kyotopolice/doc/531188>

<連絡先メールアドレス> kpp-seiankikaku@pref.kyoto.lg.jp

<お問い合わせ先> 京都府警察本部生活安全企画課 075-451-9111(内線 3412・3413)
業務時間 9:00～17:45（土日祝を除く）

=====
いろいろ情報便では、会員の皆さんが発信される情報も提供したいと考えております。
団体に寄せられた相談事例や消費生活に関する講座の開催情報もぜひご提供ください。
その他、いろいろ情報便等に関するご意見・ご要望もお待ちしております。

京都くらしの安心・安全ネットワーク

(事務局：京都府消費生活安全センター)

情報の提供やご意見・お問い合わせは…

TEL：075-671-0030

FAX：075-671-0016

E-mail：kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

☆☆ 消費者ホットライン 188(いやや) 泣き寝入り ☆☆

「消費者ホットライン」は、消費生活相談の全国共通の電話番号です。
上記の電話番号にかけると、最寄りの消費生活センターへつながります。

=====